総 務 産 業 常 任 委 員 会（総務G）

期　日　令和　２年　２月２６日（水）
時　間　午　前　　１０時００分
場　所　議　場

○議事日程

１．委員長あいさつ
２．町長あいさつ
３．定例会提案案件の説明
４．各課説明事項について
（１）総務グループ所管
　　１）総務財政課
　　２）まちづくり推進課
　　３）税務住民課
　　４）保健福祉課
　　５）介護老人保健施設
　　６）国保病院

○出席委員（１２名）

委員長３番	山　崎　　仁　君	副委員長１０番	村　上　忠　弘　君
１番	川　上　絹　子　君	２番	向　井　孝　一　君
４番	小　川　ひとみ　君	５番	日　置　紳　一　君
６番	内ヶ島　祐　一　君	７番	上　村　　忠　君
８番	岸　　徹　也　君	９番	徳　田　栄　邦　君
１１番	芳　賀　芳　夫　君	（議長）	村　瀬　　廣　君

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人君
副町長	中島光弘君
総務財政課長補佐	鈴木正之君
総務財政課主幹	古谷哲男君
総務財政課主幹	竹内佳生君
まちづくり推進課長	寺崎康史君
まちづくり推進課長補佐	早坂靖君
まちづくり推進課主幹	高橋秀実君
今金消防署長	佐々木祐市君
今金消防署次長	小野尚孝君
税務住民課長	山田哲也君
税務住民課主幹	森山英樹君
税務住民課主幹	遠藤盛人君
保健福祉課長	杉山輝希君
保健福祉課長補佐	岸貴之君
介護老人保健施設事務長	諸戸康浩君
国保病院事務長	立島剛君
国保病院主幹	濱谷幸男君

○出席事務局職員

議会事務局長	成田光康君
議会事務局主事	五十嵐陽基君

開　議　１０：００

◎委員長あいさつ

○委員長（山崎　仁君）　皆さんおはようございます。議会改選後、初めての令和２年度第１回定例会に向けての常任委員会開催であります。お集りをいただきありがとうございます。

昨今の感染症の問題があり、今回、今金町議会常任委員会としてもマスク着用、感染症対策ということで、こういう対応を取らせていただきます。どうかマスクを着用したうえで質疑、答弁をいただきたい。尚、その際にあたっては明瞭にお話をいただくようにお願いをして冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いをいたします。

◎町長あいさつ

○委員長（山崎　仁君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ちご挨拶をお願いいたします。

町長、外崎君。

○町長（外崎　秀人君）おはようございます。

令和２年３月の常任委員会に先立ちましてご挨拶をさせていただきます。始めに新型コロナウイルス感染症対策並びにインフルエンザ予防対策の一環としてマスク着用にて行われることにつきましてご配慮くださいましたことに感謝を申し上げるところでございます。

例年に無い少ない降雪と吹雪も少なく、農業での安定的な水の確保や災害波及が心配されるところであります。ちなみに降雪量ですが、昨年１月と２月で１９４センチ、今年の１月２月で１６７センチと、２７センチの違いがあります。また、昨年２月２５日段階の積雪は６８センチでありましたが、昨日のデータでは３２センチとなっています。雨や暖気で溶けている状況もありますが、いずれにいたしましても少ない降雪量、積雪量となっています。この少雪の影響がすでに牧草、秋蒔き小麦に生じているとの情報もありますが、具体的なことについては情報を入手出来ているところではございません。春先をはじめ、農業用水の確保につきましても、心配な状況にあります。ちなみに美利河ダムの状況でありますが、過去１０年間のデータでは、積雪量は最も少ない状況にありますが、貯水量は１０年平均よりも多い状況にあるということから農業用水供給の機能を有しているとのこともあり、適切な管理を要請しているところであります。昨日も北海道開発局で部長等々ともお話をさせていただきました。少雪の影響の話もあり、その中で例えば国営事業で整備されているほ場については、少ない貴重な用水を貯留出来、且つ水温を高めるというような調整が出来るということの地下灌漑システムの特性を活かすことが出来るものという整備効果の話をしたところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症が社会問題となっております。すでに北海道にお

いても昨日までに３５例の発症となっているところであります。

先般、今金町においても心配される兆候の方に対しての検査の結果、陰性であることが判明し、安堵したところでありますが、今後も国保病院としてもしっかりと対応に心掛けて参りたいと思います。このことに対しましては、この後、副町長から予防対策も含めて報告をさせていただきます。感染症は基本的にはワクチンによる予防接種から始まり、ワクチンによる対処療法ということになるわけでありますが、この度のコロナウイルス感染症につきましては、インフルエンザ予防を超える特別な手段が無いということの難しさがあるところであります。

ちなみにでありますが、インフルエンザの罹患者は毎年１,０００万人、いわゆる１０人に１人が感染しているというデータもあり、２０１８年のインフルエンザによる死亡された方は、3,３２４人、一日５０人、昨年においても９月までのデータでありますが、一日５４名が亡くなっているとの国のデータが示しており、新型コロナウイルス感染症同様に更なる予防対策に努めて参らなければならないと認識するところであります。

令和２年度第１回定例会の提出議案につきましては、本日と明日の常任委員会において説明をする機会をいただきました。予算編成にあたりましては、各種計画等での掲載事業や、喫緊の重要課題に向けた事業精査と新たな取り組みにつきましても関係機関団体等との意見反映をし、調整を図ってきているところでありますが、財源確保の厳しさもあり、年次計画を持ち、実施出来るよう努めて参ります。

報告と情勢を踏まえた今後の課題であります。一つは国保病院についてでありますが、１月１日付けで新たな医師として浦田医師が着任し、４名体制となりました。４月からは総合診療科内科系、総合診療科外科系と総合診療科に一本化した診療体制と疾病、傷病のため通院が困難な患者さんの負担等も考慮をし、訪問診療を行うことで院内会議、医師との共通理解をしたことから、その環境づくりに努めて参ります。尚、総合診療体制は当面は大きく診療区分が変わることにはなりませんが、訪問診療を含めて試行をしつつ、実施体制を整えて参ります。

しかし、医師については楯院長が老人保健施設勤務となることから医師の確保に引き続き努めて参ります。

情報の提供でありますが、４月から診療報酬が変わり、紹介状無しに、これまで４００床以上であったわけでありますが、４月から２００床のベット以上ある大病院、中核病院にかかる場合、医療費の自己負担分の他に、初診料で5,０００円以上、再診で2,５００円以上支払うことに改正されました。このことはあくまでも大きいところにあまり来ないでくださいと。しっかりと地元で診療をしてくださいということを基本ベースにあるわけでありますが、国保病院で受診をし、紹介状を受けて行くことが通院回数や経費的にも負担が少なくなるということでありますのでご理解いただきたいと思います。

また、この度の国の補正予算におきまして児童生徒一人一台の端末と高速大容量の通信ネットワークを始めとする全国一律のICT環境整備を行うとして補助金起債の措

置が講じられました。

今金小学校、種川小学校、今金中学校が対象になりますが、小学校２校には２年継続事業として整備を進める計画でありますが、中学校については改築計画を持っていることから国の５か年整備計画期間内の令和４年に校舎と校地と並行して整備することで調整をして参りたいと考えております。

こども子育て支援計画に基づく今金町の子供の施策の一元化について研究検討と協議の環境が整ったことからプロジェクトを立ち上げることといたしました。

内容につきましては、認定こども園の将来運営と現在、直轄運営管理をしている子ども発達支援センター、へき地保育所、学童保育所の認定こども園への運営管理委託を検討しようとするものであります。

入園児、療育利用者の減少対策と益々確保が困難となる専門職員等の課題解決と、子ども発達支援センターと認定こども園の育ちの事業の一元化に向けて、函館カトリック社会福祉協会と今金町、今金町教育委員会、三者により検討協議を行うことで合意を得たところであります。

２月１２日に今金高等養護学校の合格発表があり、３課８名、２４名の定員にそれぞれ１名増の計２７名の入学合格者となったところであります。かねてから今金高等養護学校の間口増に向けた要請を行ってきていますが、令和２年度の入学希望者が定員２４名に対し８名増の状況にあるということで、１月３０日に檜山町村会の会合においても管内の生徒の入学が叶えられるよう、状況の対応についての声があり、知事部局の担当部局、北海道教育委員会、教育長を始めとする方々に声を届けたところであります。

今年の入試結果においても入学希望者の願いが叶われないということでは、毎年、入学出来ない生徒は結果的には定員に達していない学校との調整をしているのが実情であり、寄宿舎希望が叶う間口増に向けて要請活動して参りたいと考えております。

この後につきましては、各所管のほうから提案内容について説明いたさせますのでご審議賜りますことをどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣言

○委員長（山崎　仁君）　ただ今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので総務産業常任委員会を開会いたします。

３月定例会に提案する案件について副町長より説明があります。

副町長、中島君。

○副町長（中島　光弘君）　前段、説明の前にコロナウイルス関係の報告をさせていただきたいと思いますので時間をお貸しいただきたいと思います。

まず一点目は、国保病院における新型コロナウイルス感染症疑い事案についてであります。２月２０日木曜日、急性肺炎として入院した患者が数日を経過しても熱が下がらず、インフルエンザ、RS ウイルス感染症、呼吸器官系の感染症でありますが、

この検査結果も陰性でありました。陰性は罹患をしていないとうことであります。２月２３日日曜日１０時４５分、楯院長が上記内容を八雲保健所に報告をいたしました。１１時、八雲保健所より１時３０分頃、職員が来院し、検査を行うとの報告を受けました。八雲保健所の職員が病院に到着をしたのは１時であります。１時３０分、八雲保健所の職員に患者様の検体をお渡しをいたしました。１時４０分に八雲保健所職員が帰庁をしております。この結果が分かるのは１日もしくは１日半と言われております。八雲保健所で検査をするのではなくて、札幌、道でしか出来ませんので、そちらに持っていくという時間経過と、それからその時の込み具合、それによっても時間がかかるということで、この結果がわかるのは明日の３時もしくは夕方という報告を受けておりました。その日の午後６時、院長の判断によりまして病院の面会制限を決定をいたしました。病院はそれぞれ危機管理マニュアルを持っておりますので、感染症の対策の委員会を設置をしておりますし、申し合わせに従って、院長の判断でということで実施をしております。翌日、２４日月曜日、休日でありましたけれども午後３時、八雲保健所から院長へ陰性との報告がありました。すなわち罹患をしていないという報告をいただきました。以て３時５分、院長、看護係長等々、協議をし、面会制限の解除をしております。３時８分には外崎町長へ檜山振興局長からも陰性の報告がございました。患者さんにつきましては現在、回復に向かっているということであります。尚、この間、もし罹患をしているということであればということで役場内での関係者の危機管理の会議をしております。対応について協議をしております。もし罹患をしていれば議会にもお願いをして翌日、全員協議会を開いて経過を報告する予定になっておりましたので申し添えたいと思います。

それから昨日、役場全体の中でこのコロナウイルス対策をどう取り組んで行くかということの危機管理会議を９時から開催をしております。通常の三役課長会議ですけれど、このテーマにのった対策をということでやっております。直近の情報でありますけれども、本日の２６日午前０時現在、１８都道府県で１５７人の感染者が出ております。一番多いのは残念なんですが、北海道が３５人、次に東京が３２人、愛知県が２０人であります。前日との比較でどのくらい増えたかということでいいますと、北海道は５人、東京は３人、愛知も３人ということでありますので、全国的にみるとやっぱり北海道が罹患状況が進んでいるということでありまして、鈴木知事を始め、道の教育長、それから各自治体にもですね、出来ることを確実にやるということで全自治体が一丸となってこの２週間ですね、主に２週間、感染対策を講じて欲しいということを基に、今回も会議を進めております。前段、厚生労働大臣であるとか、いろんなところの通達がありますのでその確認をしております。

それからちょっと細かくなりますけれどもお許しをいただきたいと思いますが、各職場の対応ということです。これは各所属、各分野のということでありますけれども、明日、教育長から教育分野の詳細はあると思いますが、２月２４日の時点で鈴木知事と佐藤教育長の連盟で全自治体の小中学校に夜と朝の検温をしてくださいという通達が参りました。熱のある場合は学校に来ないという申し合わせが発令をされました。

これは全部、今、実施をしている状況になっております。直近の情報では、まだ定かではありませんが、全学校を全休にするとかという話も今出ておりますが、これはまだ決まっていないというふうに思います。どこまでやるのかというのは今協議中だというふうに聞いております。いずれにしても全自治体ということでありますので今金町も万全を期していきたいということであります。

それから、卒業式の関係等についても随分形式が変わることが予想されています。通常でいう事前の総合練習だとかというのもやらないように。それから国歌も歌わないように、テープを流すのでというような細かいこともあるみたいなんですけれども明日、先ほど申し上げた通り教育長から校長会での協議を経て皆さんのほうにも情報提供があるというふうに思っております。

それから施設関係でいうと、総合体育館のトレーニング室、特に今人気があってたくさんの皆さんにご利用いただいておりますけれども、小さい部屋であるということで、それから接触感染の恐れがあるということで、これは３月８日、約２週間くらいなんですけども、使用を禁止という措置を取っております。

また、教育委員会はいっぱい事業をもっているものですから、チラシのほうも今朝入ったと思いますが、中止の報告をしているものもございますのでよろしくお願いします。

それから職員はもちろんでありますけれども国保病院、としべつの見舞いについてもマスクの着用、改めて、インフルエンザの時も同様でありますが、ただし今回については受付簿を作成をします。もしコロナウイルスが出た場合に誰が、とかということが出てきてしまいますので、きちっと受付をして協力をしていただくという予定になっております。

それから、としべつ関連でいうと通所で通ってきてサービスを受けている方もいますけれども、この方々については、常にもうすでに３階へ、利用者の皆さんと別の階で通所のサービスをということでもう実施をしております。

それから公衆浴場の関係でありますけれども、これは必要な個所に消毒をするということで、手を触れるようなところについては出来るだけアルコール消毒をするということで今協議を進めているところであります。

国営関係の地区説明会も３月８日以内にある予定でしたけれども、これも３月８日以降に変更すると。

それからこの間に消防の査察もあるんですけれども、防火査察についてはやらなければならないことですけれども、住民のかたと直接接触がないということで、職員、団員の感染対策を万全にして全員マスク着用で実施をするということになっております。

それから福祉関係の機関であります。豊寿園だとか光の里、それから佐々木管理にも入所されているかたたくさんおりますけれども、うちのほうとして今配慮が必要だなということでは、マスクであります。このマスクが足りなくなるような施設については保健福祉課のほうで協議をして供給をするようなことも今考えております。一定

の期間はそれぞれのところが保持をしているということなんですけど、長引くとそういうことも出てくる可能性があるということで町内の福祉関係の施設についてのフォローアップも同時に行うということで考えておりました。

それから職員の出張についてでありますが、３月８日までは出来るだけ極力しない方向で今進めております。人数の集まる会議等についてはもうすでに中止、延期の報告が来ておりますけれども、そういう観点で進めさせていただきます。これは住民の皆さんにも周知をしているところでありますけれども、じゃあ一体どうすればいいんだということがありますけれども、まず熱があったら出勤をしない。子供達も学校に来ない。それで様子を見ていただいていつもより咳が出るだとか、ちょっといつもと倦怠感というのが今回の特徴みたいですから、いつもより非常にだるいだとかということがあれば自宅からまずは保健所のほうに連絡をしたり、厚生労働省にも相談するところがあります。病院へ行って相談をしても検査出来ませんので、もしかかっているとまたそれで広がってしまうということがありますので、そういうお願いを今、しているところであります。

ただ非常に難しいなとは思いますけれども一応そういうことの目安の中で今、進めさせていただいております。昨日はですね、そのことも含めて広報車を町内に出しました。もう一度、手洗いだとかうがい。これはインフルエンザと同様でありますけれども徹底をしていただきたいということと、それから教育委員会が直近で予定しておりました、ひとづくりフォーラムのほうを中止をするということであります。以上が昨日の緊急の危機管理会議の中で決定をされたところですけども、またこれから国からの指示だとか、それから北海道関係の指示等がありますのでまたそことの協議をしながら進めていきたいというふうに思いますし、また議会の皆さんに報告をする必要性があるときはですね、申し訳ないですがまた全員協議会を開催をしていただいて経過を説明をするというふうにしたいと思っておりますので、この間、継続になりますけどもよろしくお願いします。

それからもう一点、職員のほうに言いましたのは、個人情報の保護であります。この手の事が起きると、どこの誰だとか、どこから出たとかという勝手な話が飛びますので、職員については無駄な情報を流さない。もちろんわからないのであれば町長に聞いてください。副町長に聞いてください。病院に聞いてください。ということを徹底してくれということを言っております。コロナウイルスの罹患者が出た場合、報道発表があります。ただしこれは町村が先にするということはありません。北海道が、知事だと思いますけれども、知事のほうからどこどこでということの報告があって、それから必要な場合は町長の記者会見等がある流れになるというふうに思っておりますので、いろんな話が長くなりますから、いろいろ出てきたり、どこでどうということが出てくると思いますけれども町としては冷静に、それから個人の尊厳もありますので個人情報の取り扱いと守秘義務をきちっとして対応していきたいというふうに思っておりますので、このことは職員のほうにも通達をしておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。以上がコロナウイルス関係の報告でした。

それではちょっと遅くなりましたけれども定例会に予定をしております議案の関係の説明をさせていただきます。冒頭、正誤表を出させていただきました。共済組合追加費用負担金の表記の中で共済組合が重複をして表記をされておりました。訂正をしてお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは説明を申し上げたいと思います。令和２年第１回定例会に提案を予定しております案件は３２件であります。その内訳につきましては諮問案件が１件で、

諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について。

新たに条例を制定しようとするものは４件で、

議案第１号、今金町専門職職員の給与に関する条例制定について。

議案第２号、今金町まちなか町有地譲渡条例制定について。

議案第３号、今金町空家等の適切な管理に関する条例制定について。

議案第４号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

条例の一部を改正しようとするものが７件であります。

議案第５号、今金町課設置条例の一部を改正する条例制定について。

議案第６号、今金町行政不服審査関係手数料条例及び今金町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

議案第７号、今金町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

議案第８号、今金町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

議案第９号、今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

議案第１０号、今金町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について。

議案第１１号、今金町農業後継者奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定について。

次に条例を廃止しようとするものが２件であります。

議案第１２号、今金町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について。

議案第１３号、今金町農家経営安定推進委員会条例を廃止する条例制定について。

市町村計画の変更についてが１件で、

議案第１４号、今金町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

町道路線の認定が１件で、

議案第１５号、町道路線の認定についてであります。

続いて令和元年度の一般会計を始め各特別会計の補正予算が８件で、

議案第１６号、今金町一般会計補正予算（第５号）。

議案第１７号、今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第４号）。

議案第１８号、今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）。

議案第１９号、今金町介護保険特別会計補正予算（第４号）。

議案第２０号、今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第４号)。
議案第２１号、今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第４号)。
議案第２２号、今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号)。
議案第２３号、今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）であります。
次に令和２年の一般会計を始め各特別会計予算が８件であります。
議案第２４号、今金町一般会計予算。
議案第２５号、今金町国民健康保険特別会計事業勘定予算。
議案第２６号、今金町後期高齢者医療特別会計予算。
議案第２７号、今金町介護保険特別会計予算。
議案第２８号、今金町介護老人保健施設特別会計予算。
議案第２９号、今金町国民健康保険特別会計施設勘定予算。
議案第３０号、今金町簡易水道事業特別会計予算。
議案第３１号、今金町公共下水道事業特別会計予算。
以上、３２件であります。それでは今年度の各会計の補正予算及び新年度予算につきましては、この後、所管課より説明をいたしますので省略をさせていただき、諮問案件、条例制定、条例の一部改正、廃止条例、市町村計画の変更、町道路線の認定について提案理由を申し上げます。
諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦については令和２年６月３０日をもって任期満了となる同委員の後任候補者の推薦について人権擁護委員法第６条第３款の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。
議案第１号、今金町専門職職員の給与に関する条例制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき会計年度任用職員制度が令和２年４月１日から施行されたことに伴い、すでに可決の条例には該当困難な職務が特殊な職員を専門職職員として位置づけ、給与に関すること、その他を新たに規定するため本条例を制定しようとするものであります。
議案第２号、今金町まちなか町有地譲渡条例制定については、町内のまちなかに点在する町有地の有効活用等を図る為、対象とする土地を明記し、さらに譲渡、その他にかかる手続き方法等を規定する独自施策として本条例を制定しようとするものであります。
議案第３号、今金町空家等の適切な管理に関する条例制定については空家等対策の推進に関する特別措置法による他、所有者等の責務を明らかにし、当該管理に必要な事項等を定めることにより、空家等が管理不全な状態になることの防止を図り、町民の安心安全な暮らしを確保することを目的に本条例を制定しようとするものであります。
議案第４号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、臨時職員及び嘱託職員の制度が廃止され、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、今金町職員定数条例他、４条例が影響するため、関係条

例の一部を改正するための整備条例を定めようとするものであります。

議案第５号、今金町課設置条例の一部を改正する条例制定については、行政運営効率化検討事項提案に係る基本方針に基づき、行政課題への対応や行政サービスの維持向上、業務改善、効率性等の観点から行政組織構の見直しに取り組み、課の新設、廃止を行う為、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第６号、今金町行政不服審査関係手数料条例及び今金町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法が公布されており、改正内容は題名改称、新規条項追加等であり、これに伴い、影響のある２条例の法律引用条項ずれ解消のため、それぞれ本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第７号、今金町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、職員の年次有給休暇発給単位、１の年から１の年度に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第８号、今金町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、年額、日額報酬委員の報酬について、約１０パーセント増額し、平成１６年度当時と同水準とする内容を今金町特別職報酬等審議会へ諮問し、令和２年１月２１日付けで諮問通りの答申を得たことから報酬の増額を行う為、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第９号、今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、デジタル手続法第２条により住民基本台帳法が改正され住民票の除票の写し等の交付が制度化されたことに伴い、交付に際して手数料を徴収し、更に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が公布されたことに伴い、その関係者には、それらの戸籍に関し、無料で証明を行うことが出来ること。また、デジタル手続法第４条により番号法が改正され、最長、令和２年５月３０日までの間に通知カードが廃止されることからそれぞれ関連する条項を改廃するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１０号、今金町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定については、本奨学金は以前から貸付基準等が明確であり、外部審査機能が無くても公平な事務が可能と判断したため、貸与運営委員会を廃止し、奨学生の選定等も教育委員会で行えるよう、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１１号、今金町農業後継者奨学金貸与条例の一部を改正する条例制定については、本奨学金の貸し付けは対象とする学校及び大学等の分類を始め、選択教科、要提出書類等が明確になっており、町自ら決定することでも支障はないと判断し、諮問機関の設置を廃止するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１２号、今金町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定については、関係団体等とも協議の結果、本条例で唯一位置付けられている後志利別川河川緑地オアシスパークゴルフ場を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第１３号、今金町農家経営安定推進委員会条例を廃止する条例制定については、天災その他、やむを得ない理由により多額の負債を有する農家の経営再建を推進するため、負債整理資金貸付に係る審査をするための本委員会を設置しておりましたが、近年、新規対象となる農家が無いことから本委員会は必要ないものと判断し、本条例を廃止する条例を制定しようとするものであります。

議案第１４号、今金町過疎地域自立促進市町村計画の変更ついては、過疎地域自立促進市町村計画のうち、交通通信体系の整備、情報通信化及び地域間交流の促進施策区分のうち、電気通信施設等、情報化のための施設、地上デジタル放送共聴施設改修事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第６条７項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第１５号、町道路線の認定については、平成２４年１１月、国営緊急農地再編整備事業に伴い、町道を廃止して受益として地区編入し、整備するために農道としておりましたが、当該地区の工事が完了したことから、道路法第８条第２項の規定に基づき町道路線の認定について議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。よろしくお願いをいたします。

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。ただ今の説明に対し、質疑があればお受けをいたします。ありませんか。

無ければ、質疑を終わります。

これより各課説明事項についてを議題といたします。

本日は総務グループ所管の説明をいただきます。始めに総務財政課より説明願います。総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　総務財政課からは提出資料に基づきまして、総務財政課長補佐より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長補佐、鈴木君。

○総務財政課長補佐（鈴木　正之君）　（総務財政課長補佐朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。

１１時１５分まで休憩をいたします。

休憩１１：０７

開議１１：１５

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り開議をいたします。

総務財政課より説明をいただきました。質疑があればお受けをいたします。

質疑ありませんか。向井君。

○２番（向井　孝一君）　２８ページの課の設置条例についてお伺いいたしますが、今までの二つの課を一つにまとめるということで、これによって課長は一人減になるわけですけども、ならないの。それはまずは置いておいて。このやっている中身というのは従来と変わらない内容ということで理解してよろしいですか。その辺の説明をも

うちょっと詳しくお願いしたいと思いますけども。

○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　今回の課設置条例につきましては、既存のまちひと交流課が廃止をされまして、新たにくらし安心課が新設をされるということですので設置数自体につきましては変更がないということになります。それで内容につきましては、先ほど課長補佐のほうからもありましたけれども、まちひと交流課で担っていた産業振興観光振興関係のものについては、まちづくり推進課、こちらのほうに移行しまして、まちひとしごと創生総合戦略、これの一体的な運用を図るということであります。この度特に注目といいましょうか特徴的なところといたしましては、新設をされるくらし安心課、こちらのほうになろうかというふうに思っております。近年、全国的に頻発をしております災害対応ですとか減災、防災、そういったところ。それからさらには消費者関係ですとか、様々な生活安心、安全の部分がクローズアップされておりますのでそちらのところに少し重きをおいた業務を担っていただきたいということの取り組みになっております。これから整備が予定をされております防災行政無線。こういったものの具体的な運用の細部についても注目がされるところだというふうに思っておりますし、かねてから話題があって議論にもなっておりましたが、避難体制、こういったものも改めて点検をするということが必要になってこようかというところがありましたので、この度の課の新設、廃止の流れというふうになったところでございますのでよろしくお願いをいたします。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。向井君。

○２番（向井　孝一君）　要するに、まちひと交流課が廃止されてその代わりとしてこの課が新設されるという、言い換えればそういうことですよね。そしてその中に今言われた新しい事業が入って来るということなんですが、基本的に住民サービスとして考えた時に非常に何か分かりづらいなという感じが否めないのですけども、これも実際に動いて町民になじむまでは時間もかかると思うんですけども、その辺で多分、自分自身もまだ混乱している最中でその区分けがどうなのという感じは受けているんですけどもその辺の誤解が生じないような事業の遂行をしていただきたいなと思うのですがその辺についてはいかがですか。

○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　課の体制、それから分掌事務につきましては、例年町の広報ですとか組織機構の中で町民の皆さんにも回覧等を通じながらお知らせをしておりますが、今回、大きくといいましょうか、機構改革というとこの捉えになりますので、更にそういったことの啓発は力を入れていかなければいけないなというふうに思いますし、特に新設をされるくらし安心課、ここのところの業務については情報の関係につきましても今回担っていただくことになりまして、特に最近ですと、５Ｇですとか、新たな情報伝達手段なんかもこれから展開されようというような動きがありますので、そういった部分も含めながら周知に努めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。他、ありませんか。ありませんか。向井君。
○２番（向井　孝一君）　３３ページ、専門職員の給与に関する条例で、今度、介護老人保健施設所長というのが、院長がなるというふうに聞いておりますけども、これを見た限りでは、非常に報酬額が高いなという感じがするんですけども、これは何のことを根拠としてこういう数字が示されているのか。ちょっとその辺を説明していただきたいと思います。
○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　朋彦君）　ご存じのように医師の関係の給料につきましては別額の給料表がございますが、そういったものでこれまで運用して参りました。今回、予定をされている方が退職をされて、位置づけとすれば会計年度任用職員ということになるのでありますが、担っていただく業務、それから責任度合、さまざまな考慮をした中で、これまでの職務ですとか、それから病院のほうへも週に２、３回程度、外来のほうの診療もしていただけるというような様々な条件を考慮した中で金額のほうを定めさせていただいているということでありますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。向井君。
○２番（向井　孝一君）　長い間、院長は国保病院の運営に一緒に尽力されてきたわけですけども、医師の先生方というのは退職金というのはどうなっているんですか。無いんですか。
○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　朋彦君）　職員としての位置づけがございますので退職金制度は当然もってございます。
○委員長（山崎　仁君）　向井委員、挙手の上、発言をいただきます。向井君。
○2 番（向井　孝一君）　因みにその辺の金額は公表出来ないことなんですか。
○委員長（山崎　仁君）　暫時休憩いたします。

休憩１１：２３
開議１１：２５

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り開議いたします。他、総務財政課所管で質疑があればお受けをいたします。村上君。
○１０番（村上　忠弘君）　ふるさと納税のことでお聞きしたいのですけども、前年度からみて納税額が落ちたと。件数も落ちたと。そういったことで昨年ですか、返礼品の制度改正の中で３割ということで決められたんですけども、その基準内で今金町は、やっているというふうに思うんですけどもそれでよろしいでしょうか。
○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長補佐、鈴木君。
○総務財政課長補佐（鈴木　正之君）　只今のふるさと納税に関するご質問ですけども、村上委員がおっしゃる通り返礼品を地元産品に限る。それから相対的な経費は５割以内に輸送費、返礼品の購入等も含めて抑えるということでは、地方税法の改正に従っ

た措置を取っております。以上です。
○委員長（山崎　仁君）　村上君。
○１０番（村上　忠弘君）　掛かる経費の３割ということで、要するに送料も含めての３割ということですか。
○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長補佐、鈴木君。
○総務財政課長補佐（鈴木　正之君）　先ほども説明の中で申し上げましたけども、返礼品にかかるもの、これは３割以内に抑えると。それから送料、それからポータルサイトの運営、ホームページ上その他で掲載している料金、その他諸々の経費を含めて寄付金の５割以内に抑えなさいということに従っているということです。
○委員長（山崎　仁君）　村上君。
○１０番（村上　忠弘君）　要するに、例えば１万円をもらうと返礼品の中身は３,０００円以内で送料は別扱いというふうに捉えていいのですか。
○委員長（山崎　仁君）　総務財政課長補佐、鈴木君。
○総務財政課長補佐（鈴木　正之君）　只今の例で、例えば寄付金を１万円いただいたという場合には、相対的に経費すべて５,０００円以内に押さえるというのがまず前提にありまして、その中で返礼品についてはさらに５割の中で、送料、それからポータルサイトの運営の経費も含めた中で５,０００円以内に抑えるということであります。ですから返礼品そのものに使える金額は寄付金ですとか送料によっても若干変わってきますけども、３,０００円以内とかそういう形に平たく言うとなってくると思います。
○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。他、ありませんか。無ければ以上で総務財政課の質疑を終わります。
　次に、まちづくり推進課より説明願います。
　まちづくり推進課長、寺崎君。
○まちづくり推進課長（寺崎　康史君）　まちづくり推進課からは説明事項、報告事項それぞれ４点ございます。新たな条例提案については私より、過疎計画の変更、補正予算及び令和２年度予算の説明及び報告事項につきましては早坂課長補佐より、防災関係につきまして高橋主幹より説明申し上げます。また、消防関連予算、及び報告事項については、佐々木消防署長より報告いたします。
（まちづくり推進課長朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐、早坂君。
○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　（まちづくり推進課長補佐朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課主幹、高橋君。
○まちづくり推進課主幹（高橋　秀実君）　（まちづくり推進課主幹朗読説明、記載省略）
○委員長（山崎　仁君）　今金消防署長、佐々木君。
○今金消防署長（佐々木　祐市君）　（今金消防署長朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。昼食のため、午後１時１０分まで休憩といたします。

休憩１２：１１
開議１３：１０

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り開議をいたします。
　午前中、まちづくり推進課より説明をいただきました。この件に関し質疑があればお受けをいたします。日置君。
○５番（日置　紳一君）　２７ページの避難施設光ケーブルの話なんですけど、このことを直接ここではなくて、ここに書かれているように市街地のみが今、整備されていて、それ以外は電気通信事業者に継続して整備要請をしているというふうに載っていますけども、私のほうには豊田地区と神丘地区から、なんとか光を整備してくれないかという要請も受けたことが何度もありまして、これは一定程度の加入世帯がということですけども、これはせたな町なんかは、町でも助成をして整備したと思うのですけど、今金町はそのような考えは無いのでしょうか。
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐、早坂君。
○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　日置委員の質問にお答えいたします。まずは、光ケーブルの整備に関しては、以前ですね、国のほうでも光交付金というこの整備に向けた補助金があったのですが、これについては町設民営で町が全部整備をして、NTT がそれを運用してその借地料を貰うというような補助制度なものですから、これが平成２１年の時に補助制度がありまして、全国的にこの制度を活用して整備をしたという市町村、先ほど言ったせたな町についても同じような補助制度を使って活用して、道内でも同じような整備をした経過があります。ただこの時、議会のほうにもいろいろ庁内内部でも検討を重ねて、施策としてうちのまちはやらなかったというのは、現実的に耐用年数が光ケーブルが大体１３年から１５年と言われています。当時の補助金の制度上、整備に掛かる補助は光交付金で賄えるのですが、更新時、NTT がその施設を買い取るというような話も無きにしも非ずだったんですけど、実際、そこら辺が、正式なものが NTT のほうから無かったということで、また１３年１５年しましたらその光ケーブルについては市町村で負担せざるを得なくなってしまう。これは何も補助がありませんので、こういった光ケーブルの整備事業は補助を使わず、やはり通信事業者である NTT が責務をもって整備をするということで、そういった要請活動を進めて参りました。平成２４年２５年に、やっとまちなかのほうも整備を進めて今、今金町字今金、御影、この地区大体６割くらい、人口の６割くらいカバーされているのですが、こういった取り組みを今、しております。尚、国のほうも今金町と同じような市町村が全国でありますので国のほうも５G だったり、高速ブロードバンドに向けた新しい補助メニューのほうも今、検討しているということを伺っておりますのでここら辺についてもまた内部のほうで協議検討するということでございます。た

だ、種川地区、今、お話ありました豊田地区だったり神丘地区についても引き続きNTTのほうに要請をしまして、まずはNTTのほうの営業の中で加入者を最低でも３０から５０というふうに私共言われていますが、それは地区によって範囲が広くなりますので、そこら辺も民間事業者ということもありますので、おそらくそこら辺は、もし、光を要請するとなれば、そのNTTの責任感の中で進めていただくというような方針で、まちのほうでは検討しているということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（山崎　仁君）　日置君。

○５番（日置　紳一君）　豊田地区に関しては今、インターネット自体も通じないところがあるようなことを聞いていたのですけど、それは通じないのですよね。これは光にすると通じるのですよね。どうなのでしょう。豊田地区一部インターネットが使えない地区があると言っていましたよね。そういうのは無いのですか。

○委員長（山崎　仁君）　質問を続けてください。

○５番（日置　紳一君）　そういうふうに伺っていたのですけども、光にした場合は通じるのですよね。つながるようになりますよね。どうですか。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐、早坂君。

○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　質問にお答えいたします。今、通信の手段としては、光ケーブル、ISDNケーブル、回線がいろいろありまして、この回線によってスピードが違うんですよね。光ケーブルは一番、通信が速いケーブルになっています。今金町全域はADSL回線ということで、これは全世帯に張り巡らされていますので、インターネットは遅いですけど、速度は遅いですけど通信はできます。また今、ポケットWi-Fiといって携帯電話の電波、ここですとドコモとかになりますけど、そういった携帯電話の電波を活用した無線通信の手段もありますので、今、光ケーブルが通っていないところについても、そういった無線通信だったり、有線通信だったりでインターネットはご利用いただいているというふうに考えております。以上です。

○委員長（山崎　仁君）　他、ありませんか。岸君。

○８番（岸　徹也君）　関連しまして２７ページ、この光ケーブルを種川小学校で使えるようにするということですけれども、先ほど高橋主幹からも説明があって理解はしているところなんですが、２７ページの事業の流れ案というところを、これでざっくり最後の工事完了というのはいつになるのかなと。今、赤い字のところは申請の段階なのだと思うですけれども、交付決定から入札、この時期というものを先ほど高橋主幹が説明していただいたので、もしよろしければ主幹のほうからお願いしたいと思いますけど。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課主幹、高橋君。

○まちづくり推進課主幹（高橋　秀実君）　只今のご質問にお答えしたいと思います。資料の２７ページの一番下のほうに事業の流れ（案）ということで記載しておりますが、あくまで今現在の予定としてご理解いただきたいと思っております。まずは事業の流れ、最初一番左側の開発局の管理光ケーブル使用申請というのがありまして、こ

れは昨年１２月の末に開発局のホームページで使用申請の募集が公開されました。申請期限は先月１月末ということでしたので、すでにこの使用申請は終えております。その後、２つ目の開発局管理光ケーブル使用許可というところなんですが、申請を経ておよそ２か月間、国のほうで審査がかかるということですので、おそらく使用許可は４月上旬あたりというふうに考えています。そのあとの３つ目の総務省公衆無線LAN環境整備支援事業補助申請ということで、ここの申請の時期は６月の下旬から７月の上旬、その申請を経て国補助事業交付決定が７月の中旬から下旬を予定しています。交付決定を経まして工事入札を８月中ということで工事入札というふうに予定していまして、その次の工事着工なんですが、工事の工期としては、そんなに期間もかからないということで確認しておりまして大体１０日から２週間前後といった工期ということで想定しています。最後の工事完了ということで、これら事業の流れに沿って進めますとおそらく９月中旬下旬から遅くても１０月頃を予定しているというような流れで今現在の予定として考えています。以上になります。

○委員長（山崎　仁君）　岸君。

○８番（岸　徹也君）　今のような説明通りにスムーズに進んでいただければありがたいなという思いでございます。もう一点ですね、資料の１ページ、ちょっと教えてもらいたいのですけれども、下のほうの枠の中の⑦緊急安全措置という部分になるのですが、ここでこの緊急安全措置が必要になるような案件というものが今、一体、町内にはどのくらいあるのかなというのが疑問に思ったものですから、もし答えられるのであればお願いしたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎　康史君）　昨年度、行いました空家の実態調査によりますと、町内には２０７件の空家がございまして、約その１割の３０件ほどが管理の行き届いていない危険な空家というふうに把握をしております。

○委員長（山崎　仁君）　岸君。

○８番（岸　徹也君）　ということは３０件ほどがこの緊急安全措置に適用になる可能性があるということでよろしかったですか。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎　康史君）　この緊急安全措置を、これは最終的な手段になりますがこれを施さなければならないような家屋というのは、その３０件の中にも非常に限られております。昨年のまちづくり調整会議の中である一つの町内会から、この危険な空家についての要望を受けました。実際のところ私どもが今すぐこの措置を取らなければならない家屋というのは、その今、町内会から要望の出ている１件が緊急を要しております。

○委員長（山崎　仁君）　岸君。

○８番（岸　徹也君）　この文言の中に必要な最小限の措置を取ることが出来るという文言があるんですけれども、この辺を具体的にどういう措置が出来るのかなと思いましたのでお願いしたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長、寺崎君。
○まちづくり推進課長（寺崎　康史君）　このご提案している条例につきましては条例規則というものがございまして、その中に細かくこれに該当する部分を、具体的な措置を掲げております。それはシートでの覆い、防護ネットの設置、その他、町長が認める場合の措置というふうに、おおよそ３つが具体的な措置でございます。
○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。他、ありませんか。向井君。
○２番（向井　孝一君）　関連してマーケットの関係なんですけども、常任委員会の実態調査の中で調査した時にいろいろと説明を受けたのですが、現段階でどの程度まで進んでいるのか説明いただきたいと思います。
○委員長（山崎　仁君）　まちづくり推進課長補佐、早坂君。
○まちづくり推進課長補佐（早坂　靖君）　向井委員の質問にお答えいたします。まず、あそこのマーケットの実態調査を見ていただいたのですが、個人の所有ということで昨年の６月まで居住されていた方がおりましたので、空家の私どものデータベースのリストの中には入っておりません。空家の規定はあくまでも一年以上空家ということなのでデータベースのほうには入っておりません。現段階の、あそこは今金町商工業共立組合ということで組合の建物でありまして居住者の方が居られなくなりまして、そのあと、行政のほうでもちょっと事務支援はしましたが弁護士のほうを介して、あそこの物件に関していろいろな手続きを進めると。これは行政でもなかなか民事的なものもありますし、財産のものもありますので行政ではそれ以上踏み込めなかった部分がありましたので、八雲法テラスが間に入りまして共立組合の組合長と弁護士のほうで事務を進めております。このあとの手続きとしては、伺っている範囲ですけど、組合の持ち物をまず、一回、組合を解散するということで、今、組合は実質、お一人の方が組合長が組合委員ということで、奥さんと旦那さんが組合員という形になっております。ただ、中の建物と土地については組合のものなんですが、建物の中に入っている動産物ですね、家財道具だったり、それぞれこれまで住まれていた方の持ち物がありますので、その処分について同意書を弁護士を経由して相続されている権利のある方にすべて連絡を取りまして、そういった放棄、動産もそうですし不動産の放棄も終えたというふうに伺っております。このあと組合のほうで弁護士と相談しながら、あそこの物件をどういうふうに進めていくかというのを協議しているというふうに伺っております。以上でございます。
○委員長（山崎　仁君）　向井君。
○２番（向井　孝一君）　あれから相当時間も経っていて、大分話が進んでいるのかなと思いきや、中々進んでいないというのはちょっと。やはり組合やっている人は、種川在住の人で皆さんお分かりの人だと思うのですけども、やっぱり行政側からもう少しスピードをアップしながら結論を出すような方向という説得の仕方というのはあったのではないかなと思うのだけれども、あくまでも弁護士にお願いをしてその結果だけを待つという今の判断ですか。
○委員長（山崎　仁君）　副町長、中島君。

○副町長（中島　光弘君）　ちょっと確認したいのですけども、議会からも一度要請がありました。それからあそこの自治会からもありました。安全で住みよい会議の中でもご提案があってそれを受けて対応をしております。決して遅れたというふうに認識はしておりません。ここに難しいのが所有権だとか権利の問題が発生していますので、ここに役所が介入はできません。ですから法的な関係の方を入れて、まずは個人の物にしてもらうというのがどうしても必要なんですよね。その間に、ここに介在している人がこれまでいるとかいないとか、いろんな方がいるとかという情報もありました。私どもがやらなければならないのは、まずそのことを進めるために弁護士を立てて今、進めているということですから、私は遅れているというよりは、着実に進んできているというふうに思っています。それからもう一つは、安全対策なんですよね。住んでいた方がいた時に皆さんが心配していたのはその部分ですから、それは居住をされている方に、あそこを出て違うところにという勧めもして参りました。その際に、町営住宅はどうでしょうという斡旋も時にはしました。それから保健福祉課の担当職員が常々行きながら安全性の確認をしたり、それから警察署とも連絡を取りながらやっておりますので、そういう意味では予定通りといいますか、進めておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。他、ありませんか。無ければ以上で、まちづくり推進課の質疑を終わります。次に税務住民課、会計室より説明願います。

税務住民課長、会計室長、山田君。

○税務住民課長、会計室長（山田　哲也君）　税務住民課からは説明事項３件、報告事項１件、そして会計室からは、説明事項１件がございます。まず私のほうから説明事項３件と報告事項１件、その後、税務住民課遠藤主幹より説明事項１件の説明がございます。

（税務住民課長朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　税務住民課主幹、遠藤君。

○税務住民課主幹（遠藤　盛人君）　（税務住民課主幹朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。質疑ありませんか。無ければ以上で税務住民課、会計室の質疑を終わります。

次に保健福祉課より説明願います。保健福祉課長、杉山君。

○保健福祉課長（杉山　輝希君）　保健福祉課からは提出資料に基づきまして説明事項について８件、報告事項については１件でございます。資料の説明につきましては岸課長補佐が行いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（山崎　仁君）　保健福祉課長補佐、岸君。

○保健福祉課長補佐（岸　貴之君）　（保健福祉課長補佐朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。２時３５分まで休憩いたします。

休憩１４：１６

開議１４：３５

○委員長（山崎　仁君）　休憩を打ち切り開議いたします。休憩前、保健福祉課より説明をいただきました。質疑があればお受けをいたします。村上君。

○１０番（村上　忠弘君）　５１ページの患者バス購入にあたって小型化にするということなんですけども、今現在使われている大型のとしべつ号の利活用法については今後どのように考えているんですか。

○委員長（山崎　仁君）　保健福祉課長、杉山君。

○保健福祉課長（杉山　輝希君）　現有車両の今後の利活用ということだと思います。平成２６年に購入した車両でございますので、バスとしてはまだまだ長く使える状態にあるというふうに思っております。まずは新規車両の購入ですけども、今、業者との打ち合わせの中では半年程度、納品までかかるというような状況がありますので、当面、４月以降９月いっぱいまでは現有車両を引き続き利用することとなっております。その後についてですね、今の車両をどうするかというのは予算の査定の時点から総務財政課とも協議をしながら、まだ決定的な方向性は決めておりませんけども、庁舎内でも二次的利用等も含めた検討をこの間、おこなっていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただければと思います。

○委員長（山崎　仁君）　よろしいですか。皆さんにお願いをいたします。マスクを着けておりますので出来るだけマイクに近づいて発言をよろしくお願いいたします。他、質疑ありませんか。無ければ以上で保健福祉課の質疑を終わります。

次に介護老人保健施設より説明願います。介護老人保健施設事務長、諸戸君。

○介護老人保健施設事務長（諸戸　康浩君）　私のほうからは説明事項２件、報告事項２件について説明いたします。

（介護老人保健施設事務長朗読説明、記載省略）

資料はございませんが、施設の新型コロナウイルスの対策についてご報告いたします。先ほど午前中に副町長も述べましたが、通所につきましては昨日から通常であれば２階の入所者と同じフロアで実施しておりますが、３階の会議室に移しております。入所者につきましても明日から面会禁止、当面の間は３月１３日まで面会禁止として、状況によっては延長もあるというふうに考えております。以上で介護老人保健施設からの報告を終わります。

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。只今の説明に対し質疑があればお受けいたします。質疑ありませんか。無ければ以上で介護老人保健施設の質疑を終わります。次に国保病院より説明願います。国保病院事務長、立島君。

○国保病院事務長（立島　剛君）　国保病院からは説明事項２点、報告事項１点ございます。説明のほうは濱谷主幹から行います。

○委員長（山崎　仁君）　国保病院主幹、濱谷君。

○国保病院主幹（濱谷　幸男君）　（国保病院主幹朗読説明、記載省略）

○委員長（山崎　仁君）　説明が終わりました。只今の説明に対し、質疑があればお受

けいたします。質疑ありませんか。無ければ以上で国保病院の質疑を終わります。

総務グループ全体を通して委員の皆さんから何かありませんか。無ければ理事者から。副町長、中島君。

○副町長（中島　光弘君）　一点なんですが、教育委員会からお伝えをしたいということで、詳細は、また明日、教育長から正式にお話があると思いますが、今日も説明をしておりました小中学校の臨時休校の関係ですけれども、道教委からまだ正式な通知自体は来ていないそうです。ただ報道関係にもプレス発表しております。それで檜山教育局とのやり取りですとか、管内の各町のやり取りの中で、明日から臨時休校にすると。小中学校については臨時休校にするということであります。いつまでについてはまだ道教委から正式な発表が無いということです。保護者につきましては今日、安心安全メールを活用して第一報を入れますと。明日は各家庭に正式な文書を通知をする予定だと。教育長と学校長名でするということであります。

合わせて学童保育所も学校が臨時休校であることから子供が集まる場を避ける観点から休所にするということです。

認定こども園いまかねについては、通常通り運営をするということであります。以上です。

○委員長（山崎　仁君）　以上のようでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。無ければ以上で総務グループ全体の説明が終わりました。本日の常任委員会総務グループを終了したいと思いますけれどもよろしいですか。

◎閉会の宣言

○委員長（山崎　仁君）それではこれをもちまして本日の総務産業常任委員会総務グループを終了いたします。尚、明日１０時より本会議場において産業グループの説明をいただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は誠にありがとうございました。

閉会１５：０３